

# 生活保護法等指定介護機関に係る留意事項 (令和6年1月改定)



愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課

## 目 次

第1 生活保護制度の概要	1
1 生活保護制度の目的	
2 保護の種類	
3 保護の実施機関	
第2 介護機関の指定	1
1 指定介護機関制度	
2 指定介護機関の指定基準	
3 指定を受けるための手続	2
4 告示及び指定通知	
5 指定介護機関の届出事項	
申請・届出事項一覧	3
申請書等の記入例	
指定申請書	4
指定申請に係る誓約書	5
生活保護法における介護機関の指定についての申出書	6
変更届書	7
休止・廃止届書	8
再開届書	9
処分届書	10
指定辞退届書	11
第3 介護扶助の内容	12
1 介護扶助の対象者及び負担割合	
2 介護扶助の範囲	
3 介護扶助の方法	
4 介護方針及び介護報酬	13
5 介護扶助の申請	
6 ケアプランの作成	
7 介護券	14
8 県による指定介護機関個別懇談指導	
～ 資 料 ～	
1 生活保護法（抜粋）	15
2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）	22
3 生活保護法施行令（抜粋）	23
4 生活保護法施行規則（抜粋）	28
5 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬	32
6 指定介護機関介護担当規程	34

## 第 1 生活保護制度の概要

### 1 生活保護制度の目的

生活保護法は、憲法第 25 条に規定する理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。(生活保護法第 1 条)

### 2 保護の種類

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種類です。このうち、医療扶助と介護扶助は現物給付を原則としています。

### 3 保護の実施機関

保護の決定及び実施に関する事務は、各市は市が設置する福祉事務所、郡部は県が設置する福祉事務所で行っています。

## 第 2 介護機関の指定

### 1 指定介護機関制度

生活保護法による介護扶助は福祉事務所長が要保護者の介護を指定された介護機関(以下、「指定介護機関」といいます。)に委託して給付する方式を取っています。

指定介護機関の指定は、愛媛県知事(ただし、所在地が松山市の介護機関については、松山市長)が介護機関の指定申請に基づき指定基準を満たす場合に行います。

### 2 指定介護機関の指定基準

(注) 平成 26 年 7 月 1 日より、介護保険法による指定又は許可を受けた介護機関は、生活保護法においても指定を受けたものとみなされることとなります。

このため、平成 26 年 7 月 1 日以降は、次の①又は②に該当する介護機関についてのみ指定申請が必要となり、(1)～(5)の基準に基づいて指定の審査を行います。

① 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法による指定又は許可を受けていたが、生活保護法による指定は受けていない介護機関が平成 26 年 7 月 1 日以降の指定を受けようとする場合

② 平成 26 年 7 月 1 日以降介護保険法による指定又は許可を受けていたが、当初生活保護法による指定を希望しないとして申し出た介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合

なお、平成 26 年 6 月 30 日までに生活保護法による指定を受けている介護機関については、引き続き指定を受けているものとみなされます。

(1) 介護保険法による指定を受けていること。

(2) 介護扶助について理解を有していること。

(3) 食事及び居住費(滞在費)の負担限度額は「利用者負担第 1 段階」を適用し、介

護保険法で規定する基準費用額を超える介護サービスの提供をしないこと。

(4) 次のサービス場合に入居に係る利用料が生活保護法の住宅扶助の支給限度額以内であること。

- ・[地域密着型・介護予防]特定施設入居者生活介護
- ・[介護予防]認知症対応型共同生活介護

(注) 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は許可によって生活保護法による指定を受けたとみなされる介護機関であっても、上記利用料が生活保護法の住宅扶助の支給限度額を超過している場合には、被保護者が当該介護サービスを利用することはできませんのでご注意ください。

(5) 生活保護法第54条の2第5項によって準用される同法第49条の2第2項(同項第1号を除く。)に該当しない介護機関であること。

(注) 当該条文については、後半資料の生活保護法条文(抜粋)をお読みください。

### 3 指定を受けるための手続

新たに指定を受けようとする介護機関は、別添記載例を参考に指定申請書に必要な事項を記載のうえ、当該介護機関の所在地を所管する福祉事務所に提出してください。

なお、当該指定申請書は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付の指定申請書と兼ねています。

(注) 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は許可を受ける介護機関については、生活保護法による指定を受けたとみなされますので、申請は不要です。

### 4 告示及び指定通知

知事が介護機関を指定したときは、県報に告示するとともに、介護機関に指定通知書を送付します。

### 5 指定介護機関の届出事項

指定後、次表の事由が生じた場合には、速やかに届出を行ってください。

届出は、別添の届出書(様式は県のホームページからダウンロードできます。)に必要な事項を記載のうえ、当該介護機関の所在地を所管する福祉事務所に提出してください。

申請・届出事項

申請又は届け出を要する事項	指 定 請 申	廃止届	変更届	休止届	その他
新たに生活保護法による指定を受ける場合 (注1)	○				
平成26年7月1日以降介護保険法による指定又は許可を受けるが、生活保護法による指定を受けるとみなされることを希望しない場合（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）					申出書
指定介護機関の開設者が変更した場合 (有限会社⇄株式会社等、単なる組織変更で法人格が同一の場合は除く。)		(○) (注2)			
指定を受ける際に申請していた事項が変更となった場合 (上記の開設者が変更になった場合は除く。) ※開設者が法人の場合で、法人代表者の交代の場合は、届出の必要はありません。			○		
開設者が死亡又は失踪宣告を受けた場合		○			
業務を廃止した場合 指定サービスの一部を廃止したとき (廃止の理由欄に廃止するサービスを記入)		○			
業務を一時的に休止した場合				○	
休止した業務を再開した場合					再開届
指定を辞退する場合 (30日以上予告期間を設けること)					辞退届
指定介護機関が介護保険法等による処分を受けた場合					処分届

(注1) 平成26年7月1日より、介護保険法による指定又は許可を受けた介護機関は、生活保護法においても指定を受けたものとみなされることとなりますので、指定申請が必要な介護機関は次の①又は②に該当する介護機関についてのみとなります。

① 平成26年6月30日までに介護保険法による指定又は許可を受けていた介護機関が、平成26年7月1日以降に生活保護法による指定を受けようとする場合

② 平成26年7月1日以降申出書を提出していた介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合

(注2) (注1)の①又は②に該当する介護機関若しくは平成26年6月30日までに生活保護法による指定を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）は、廃止届の提出が必要です。

※ 事項の区分に疑義がある場合は、県の保健福祉課まで問い合わせてください。

(記載例) (申請書)

介護保険法による指定を受けている事業所の名称等で申請してください。

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2において準用する同法第49条の2の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所の名称				医療機関の指定も受けている場合のみご記入ください。
事業所の所在地				
連絡先	電話番号	FAX番号		
開設者	氏名(名称)	生年月日		
	住所(所在地)			
管理者	氏名	生年月日		
	住所			
医療機関コード等				

開設者が法人の場合、生年月日の記載は不要です。

施設又は実施する事業の種類	事業開始(予定)年月日	生保既指定の年月日	介護保険法の指定年月日		介護保険事業者番号
			介護	保険	
訪問介護					
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護					
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護					
特定施設入居者生活介護					
福祉用具貸与					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型通所介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
特定福祉用具販売					
居宅介護支援事業					
施設介護					
地域密着型介護老人福祉施設					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護療養型医療施設					
介護予防					
介護予防訪問入浴介護					
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護					
介護予防特定施設入居者生活介護					
介護予防福祉用具貸与					
介護予防認知症対応型通所介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
特定介護予防福祉用具販売					
介護予防支援事業					
職員配置の状況・利用定員等・サービス費用基準額以外に必要な利用料の額				別紙に記載のこと	
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約				<input type="checkbox"/> (誓約する場合、✓を記載)	

既に生活保護法の指定を受けているサービスがある場合は、その指定年月日等を記入してください。

今回申請するサービスに「○」を記入してください。既に生活保護の指定を受けているサービスについては「○」は不要です。

令和元年 9月 1日  
愛媛県知事 様

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いずれでも結構です。

申請者は開設者と同一となります。開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

住所 松山市一番町四丁目4の2  
申請者 氏名 社会福祉法人みきゃん  
理事長 愛媛 健一

(記載例) (申出書)

生活保護法における介護機関の指定についての申出書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、下記の介護機関は生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定は不要ですので申し出ます。

介護機関	名称		介護機関及び管理者は、介護保険法による指定を受けた時の名称、所在地、氏名及び住所を記入してください。
	所在地		
管理者	氏名		
	住所		
事業の種類 (該当する事業の左欄に○を記入してください)			
	訪問介護		介護予防訪問介護
	訪問入浴介護		介護予防訪問入浴介護
	訪問看護		介護予防訪問看護
	訪問リハビリテーション		介護予防訪問リハビリテーション
○	居宅療養管理指導	○	介護予防居宅療養管理指導
	通所介護		介護予防通所介護
	通所リハビリテーション	指定が不要なサービスの欄に○を記載してください。	リハビリテーション
	短期入所生活介護		生活介護
	短期入所療養介護		介護予防短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護		介護予防特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与		介護予防福祉用具貸与
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	夜間対応型訪問介護		
	認知症対応型通所介護		介護予防認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護		介護予防小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護		介護予防認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	地域密着型通所介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
	特定福祉用具販売		特定介護予防福祉用具販売
	居宅介護支援事業		介護予防支援事業
			訪問型サービス
			通所型サービス
			その他の生活支援サービス
			介護予防ケアマネジメント
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		

年 月 日

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いづれでも結構です。

愛媛県知事

様

住所

申請者 (開設者)

氏名



申請者は開設者と同一となります。開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。





(記入例) (休止・廃止届)

※  
生活保護法指定  
医療機関  
介護機関  
助産機関

※  
[ 体 止 ]  
[ 廃 止 ] 届書

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いづれでも結構です。

該当する機関及び届出内容(休止/廃止)を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

※  
次のとおり ~~体止~~・廃止しましたので届け出ます。

指 定 等	指 定 番 号	1234
	名 称 (氏名)	みきゃん介護サービス
	所在地 (住所)	松山市一番町四丁目4-2
※ <del>体止</del> ・廃止年月日		令和元年 9月 30日
※ 休 止 廃 止 理 由	開設者変更のため。	
委 託 措 置 患 者 状 等 況	特になし	
再 開 の 見 通 し ( 休 止 の 場 合 )		

指定を受けた際に通知する指定番号、介護機関の名称、所在地を記入してください。

委託患者の措置状況については、変更がないときも含め、必ず記入するようにしてください。

令和元年 10月 1日  
愛媛県知事 様

休止若しくは廃止の届出は、該当することのあった日から10日以内に届け出るようにしてください。(法第50条の2)

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

届出者  
〒790-8570  
住所 松山市一番町四丁目4-2  
社会福祉法人みきゃん  
氏名 理事長 愛媛 健一

(記載例) (休止届を提出していた介護機関が業務を再開する場合)

※

生活保護法指定

医療機関  
介護機関  
~~助産機関~~  
~~施術機関~~

再開届書

該当する機関を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いづれでも結構です。

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 定 等	指 定 番 号	1234
	名 称 (氏名)	みきゃん介護サービス
	所在地 (住所)	松山市一番町四丁目 4-2
休 止 年 月 日		令和元年 9月 30日
再 開 年 月 日		令和2年 1月 1日
再 開 の 理 由	事業所の建替が完了したため。  再開の理由は、休止した理由と対応した理由を、必ず記載してください。	

令和 2年 1月 8日  
愛媛県知事 様

再開の届出は、業務再開した日から10日以内に届け出るようにしてください。(法第50条の2)

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

届出者

〒790-8570  
住所 松山市一番町四丁目 4-2  
社会福祉法人みきゃん  
氏名 理事長 愛媛 健一

(記載例) (処分届)

生活保護法指定 ※  
~~医療機関~~  
~~介護機関~~  
~~助産機関~~  
~~施術機関~~ 処分届書

該当する機関を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いづれでも結構です。

次のとおり届け出ます。

指 医 療 機 関 等 指 定	指 定 番 号	1234
	名 称 (氏名)	みきゃん介護サービス
	所 在 地 (住所)	松山市一番町四丁目 4-2
処分の種類及びその年月日		介護保険法第77条第1項に基づく指定取消処分 令和元年10月 1日

提出する必要がある処分内容は以下のとおりです。  
(生活保護法施行規則第14条第3項)  
※( )内の数字は第何条第何項かを示しています。  
(例: 第1条2項→1-2)

- ・医療法 (24、28、29)
- ・健康保険法 (95)
- ・医師法 (7-1)
- ・歯科医師法 (7-1)
- ・介護保険法 (77-1、78の10-1、84-1、92-1、101、102、103-3、104-1、114-1、114の6-1、115の9-1、115の19-1、115の29-1、115の35-6)
- ・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (9-1、11-2)
- ・柔道整復師法 (8-1、22)
- ・保健師助産師看護師法 (14-1)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (72-4、75-1、75の2-1)

処分届書は、該当する処分を受けた日から10日以内に届け出るようにしてください。(生活保護法施行規則第14条第3項)

令和元年10月 5日  
愛媛県知事 様

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

申請者

〒790-8570

住所 松山市一番町4丁目4-2  
社会福祉法人みきゃん  
氏名 理事長 愛媛 健一

(記載例) (辞退届)

※

生活保護法指定

~~医療機関~~  
~~介護機関~~  
~~助産機関~~  
~~施術機関~~

指定辞退届書

該当する機関を選択し、不要な項目は二重線で抹消してください。

年月日の表記は元号表記でも西暦表記いずれでも結構です。

次のとおり生活保護法による指定を辞退します。

指 医 療 機 関 定 等	指 定 番 号	1234
	名 称 (氏名)	みきゃん介護サービス
	所 在 地 (住所)	松山市一番町四丁目4-2
辞 退 年 月 日	令 和 元 年 1 0 月 3 1 日	
委 の 託 措 患 置 者 状 等 況	他事業所に紹介済み。	

指定を受けた際に通知する指定番号、介護機関の名称、所在地を記入してください。

委託患者の措置状況については、変更がないときも含めて、必ず記入するようにしてください。

辞退は30日以上予告期間を設けて行うことができます(法第51条)。

令和元年10月 1日  
愛媛県知事 様

開設者が法人の場合は、法人の主たる所在地、法人名、代表者職氏名を記載してください。開設者が個人の場合は、開設者本人の住所、氏名を記載してください。

申請者

〒790-8570  
住所 松山市一番町4丁目4-2  
社会福祉法人みきゃん  
氏名 理事長 愛媛 健一

### 第3 介護扶助の内容

#### 1 介護扶助の対象者及び負担割合

生活保護受給者のうち、介護保険法及び関係法令の規定に基づき要介護状態、要支援状態又は基本チェックリストに該当する状態と認定された次の者が介護扶助の対象者となります。

【第1号被保険者】 65歳以上の者	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
【第2号被保険者】 40歳以上65歳未満の社会保険加入者	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
【被保険者以外の者】 40歳以上65歳未満の社会保険未加入者	介護扶助100% (10割)	

※「被保険者以外の者」の場合は、障害者施策等の他法・他施策による給付を優先して活用し、不足分や活用できない等の場合が介護扶助の対象となります。

#### 2 介護扶助の範囲

介護保険の給付対象となる介護サービスと原則的には同範囲です。

- ① 居宅介護 ② 介護予防 ③ 介護予防・日常生活支援 ④ 施設介護  
⑤ 福祉用具の購入 ⑥ 介護予防福祉用具の購入 ⑦ 住宅改修 ⑧ 介護予防住宅改修  
⑨ 移送

#### 3 介護扶助の方法

介護扶助は、一部のサービスを除き、現物給付（介護機関への委託）によって行われますので、介護機関は、福祉事務所が発行する介護券に基づき、愛媛県国民健康保険団体連合会（国保連）に請求してください。

	国保連への請求額	
	在宅サービスの場合	施設サービスの場合
介護保険の被保険者	介護サービスの1割相当	介護サービスの1割相当 ＋ 食費の負担限度額相当分
介護保険の被保険者以外の者	介護サービスの全額	介護サービスの全額 ＋ 食費の負担限度額相当分 ＋ 居住費の基準費用額相当分 (原則として多床室のみ)

#### 4 介護方針及び介護報酬

介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によることとされています。

ただし、生活保護特有の取扱いとして「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(P29 参照)が定められています。

	生活保護受給者の対応
食事及び居住費（滞在費）の負担限度額	・利用者負担第1段階を適用
食費・居住費（滞在費）の取扱い	・介護保険の基準費用額を超える提供は不可。 ・特定入所者介護サービス費が事業者に支給されている場合は、負担限度額を超える額の請求は不可。
個室の取扱い（施設入所に限る）	・ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室は、原則として利用を認めない。ただし、既入所者が要保護状態になった場合等で、福祉事務所が例外的に入所を認める場合は、事務所から負担限度額相当分を支払う。 ・従来型個室のうち特別の居室等は、特別の居室等であることによる追加費用が発生しない場合には、従来型個室と同じ扱いとする。

#### 5 介護扶助の申請

介護扶助は被保護者（要保護者）からの申請に基づき決定されます。

したがって、介護扶助を受けようとする者は、介護保険の被保険者であっても、所管の福祉事務所に介護扶助の申請が必要です。（介護サービス種類の追加や削除等の場合も同様）

#### 6 ケアプランの作成

介護扶助は、ケアプランに基づき行うものに限られるため、介護扶助を開始及び変更するに当たっては、ケアプランの写しが必要となります。

なお、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者がケアプランを作成するに当たっては区分支給限度額の範囲内で作成するようお願いいたします。

	ケアプランの作成及び提出
介護保険の被保険者 （介護扶助1割給付の者）	・介護保険に基づき作成。 ・ケアプランの写しは被保護者（本人）が福祉事務所へ提出。ただし、本人の同意を得たうえで、福祉事務所が指定居宅介護支援事業者等から直接交付を求める場合もある。
被保険者以外の者 （介護扶助10割給付の者）	・福祉事務所が指定介護機関へ委託して作成。 ・ケアプランの写しは、委託された指定介護機関が福祉事務所に提出。

## 7 介護券

福祉事務所では、要介護状態等及びケアプランに基づき、被保護者(要保護者)からの申請日以降について、介護扶助の給付を決定します。

介護扶助を決定した場合には、(介護予防)福祉用具の購入、(介護予防)住宅改修及び移送を除いて、その都度、暦月を単位として介護券を指定介護機関に対して直接送付します。

介護券は、福祉事務所が介護扶助の委託を決定した証明であり、介護扶助の対象者名、有効期間、本人支払額等が記載されています。

下記の点に留意の上、介護券を取扱っていただくようお願いします。

### ① 介護給付費明細書

作成の際は、介護券から必要事項を転記のうえ作成してください。

### ② 「本人支払額」欄

介護券に金額の記載がある場合はその額を被保護者本人から徴収してください。

### ③ 介護券の保管及び処分

介護券は、福祉事務所の過誤申立等に必要なため、請求後5年間は保管するようお願いいたします。その後は、指定介護機関において適切に処分してください(個人情報が含まれるため、焼却処分又はシュレッダーによる処分をお願いします)。

## 8 県による指定介護機関個別懇談指導

県では、毎年度5箇所程度の指定介護機関を訪問し、被保護者に対する適切な処遇の確保や福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制の確保を目的とした懇談指導をさせていただいています。

当日は、被保護者の介護サービスの給付状況等について、介護記録その他の帳簿書類等を閲覧や施設を見学させていただきながら進めます。

実施に当たっては、事前に日時、指定介護機関の御都合をお伺いしたうえで訪問させていただきますので、御協力をお願いします。

## （介護扶助の方法）

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規



定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

- 6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

#### （介護扶助の方法）

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これを行うことができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。
- 3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

#### （指定の申請及び基準）

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
  - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定医療機関の義務)

- 第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

- 第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

- 第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - 二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - 三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
  - 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
  - 五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
  - 七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを相当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは

介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機

関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び  
特定配偶者の自立の支援に関する法律（抜粋）

（支援給付の実施）

第十四条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

## 生活保護法施行令(抜粋)

(政令で定める機関)

第四条 法第四十九条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)

(法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律)

第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号(同条第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)
- 三 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)
- 四 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)
- 五 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)
- 六 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)
- 七 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)
- 八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)
- 九 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)
- 十一 社会福祉法
- 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)
- 十三 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号)
- 十四 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)
- 十五 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)
- 十六 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)
- 十八 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法(平成九年法律第三百三十一号)
- 二十一 言語聴覚士法(平成九年法律第三百三十二号)
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)



- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）
- 二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 二十六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- 二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
- 二十八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
- 二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
- 三十 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）
- 三十一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）
- 三十二 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）

第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
- 四 栄養士法
- 五 医師法
- 六 歯科医師法
- 七 保健師助産師看護師法
- 八 歯科衛生士法
- 九 医療法
- 十 身体障害者福祉法
- 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 柔道整復師法
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 介護保険法
- 二十二 精神保健福祉士法
- 二十三 言語聴覚士法

- 二十四 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
- 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十九 子ども・子育て支援法
- 三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 三十一 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）
- 三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律
- 三十三 公認心理師法
- 三十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
- 三十五 臨床研究法（介護扶助に関する読替え）

（介護扶助に関する読替え）

第六条 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第一項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）
第四十九条の二第二項第四号及び第七号	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第四十九条の二第二項第八号	医療	介護
第四十九条の二第二項第九号及び第三項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第四十九条の二第三項第一号	医療	介護
第四十九条の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第五十条	の医療	の介護
第五十一条第二項第一号	第四十九条の二第二項第	第四十九条の二第二項第二号又は

	一号から第三号まで	第三号
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一条第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第五十一条第二項第九号及び第十号	医療に	介護に
第五十二条第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第五十二条第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三条第一項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第五十三条第三項から第五項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第五十四条第一項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

第六条の二 法第五十四条の二第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第一項及び第三項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。）
第四十九条の二第三項第一号	医療	支援
第四十九条の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
	医療を	支援を

第五十条	の医療	の支援
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一条第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第五十一条第二項第九号	医療に	支援に
第五十二条第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第五十二条第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三条第一項	診療内容	介護サービスの内容
	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第三項から第五項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第五十四条第一項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

## 生活保護法施行規則（抜粋）

（指定介護機関の指定の申請等）

第十条の六 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地

二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所

三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第一百七条第一項の許可を受けている場合は、その旨

四 誓約書

五 その他必要な事項

2 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第六項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。))を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第百七条第一項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約書
- 七 その他必要な事項

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第十条の七 法第五十四条の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

- 一 介護機関の名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
- 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
- 四 法第五十四条の二第二項本文に係る指定を不要とする旨

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（同条第一号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二（法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で

定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第七条第一項、歯科医師法（昭和三十二年法律第二百二号）第七条第一項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百条、第一百零二条、第一百零三条第三項、第一百零四条第一項、第一百零四条第一項、第一百零四条の六第一項、第一百零五条の九第一項、第一百零五条の十九第一項、第一百零五条の二十九第一項若しくは第一百零五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条第一項若しくは第十一条第二項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更等の告示）

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（第二号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（第三号及び第四号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(介護の報酬の請求及び支払)

第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第五項及び第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行った介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第一百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。



生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項〔現行＝五項＝令和二年六月法律四一号により改正〕において準用する同法第五十二条第二項の規定に基づき、生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二百二十七条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第四百四十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三百三十六条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十一条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第三項第三号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十四条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第三百三十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第九十条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項に規定する特定入所者に対しては、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は同項第二号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第五十一条の三第五項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があ

ったものとみなされた場合にあつては、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は同項第二号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

十 介護保険法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者に対しては、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は同項第二号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

十一 介護保険法第六十一条の三第五項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があつたものとみなされた場合にあつては、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は同項第二号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

## 指定介護機関介護担当規程

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

### （指定介護機関の義務）

第一条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

### （提供義務）

第二条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

### （介護券）

第三条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

### （援助）

第四条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

### （証明書等の交付）

第五条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

### （介護記録）

第六条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

### （帳簿）

第七条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

### （通知）

第八条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。